

# 第1回 第2次地域福祉推進計画策定委員会

## 次 第

日時：平成25年5月17日（金）

午後3時から5時00分

場所：八王子市ボランティアセンター

1. 常務理事あいさつ
2. 委嘱条の交付
3. 委員及び事務局自己紹介
4. 策定体系の概要説明 ・・・資料1
5. 正副委員長の互選
6. 報告事項
  - (1) 現計画の報告等
    - ①八王子市地域福祉推進計画（いきいきプラン）の経過報告 ・・・資料2  
及び別冊
    - ②第2期八王子市地域福祉計画の概要説明 ・・・別冊
7. 議題
  - (1) 作業部会の設置について
  - (2) 作業部会の委員構成について
  - (3) 今後の進め方 ・・・資料3
  - (4) 第2次地域福祉推進計画（いきいきプラン）策定方針について

社会福祉法人八王子市社会福祉協議会  
第2次八王子市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第20条第2項の規定に基づき、第2次八王子市地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、「いきいきプラン八王子（平成22年度から平成25年度）」や「第2期八王子市地域福祉計画」の理念を踏まえ、地域社会における福祉的諸課題の解決にむけた行動計画を協議・検討するために設置する。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項について協議・検討を行う。

- (1) 住民主体の地域福祉活動計画に関する事項
- (2) 地域福祉活動を推進する本会の発展・強化計画に関する事項
- (3) 第2次八王子市地域福祉推進計画の素案のまとめ
- (4) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員15名以内とする。

2 委員は、市内の社会福祉関係団体、地域団体、行政関係者より推薦された者及び学識経験者並びに福祉活動を行う者とし、本会会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より平成26年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 この委員会に委員の互選により委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

3 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

(作業部会)

第7条 委員会は、その目的を達成するため作業部会を設置する。

2 作業部会は、策定委員及び市内の社会福祉団体等関係者、地域団体関係者、行政職員、福祉活動を行う者、社協事務局職員をもって組織する。

3 作業部会に関する事項については、別途定める。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の活動状況を適宜本会会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、地域福祉推進担当において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
2. この要綱は、第2次八王子市地域福祉推進計画策定をもって、その効力を失う。

社会福祉法人八王子市社会福祉協議会  
第2次八王子市地域福祉推進計画策定委員会作業部会設置要領

(作業部会の設置)

第1条 作業部会（以下「部会」という。）は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）第2次八王子市地域福祉推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）設置要綱第7条の定めにより設置する。

(任務)

第2条 部会の任務は、委員会が任務を達成するために必要な実態ニーズ把握、問題・課題の整理、分析等に関する詳細部についての検討をする。

(組織)

第3条 部会員は、策定委員及び市内の社会福祉団体等関係者、地域団体関係者、行政職員、福祉活動を行う者、社協事務局職員をもって組織する。

(運営)

第4条 部会に部会員の互選による部会長1名及び副部会長1名を置く。

2 部会長は部会の会務を統括し、部会長に事故あるときは副部会長がその職務を代理する。

3 会議は部会長が召集し、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第5条 部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 部会長は部会の活動状況を適宜委員長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

1. この要綱は平成25年4月1日から施行する。
2. この要綱は、第2次八王子市地域福祉推進計画策定をもって、その効力を失う。

## 行動計画No. 1

# 住民懇談会の開催（平成 22 年度～平成 24 年度）

### ★地域の取り組み

◆住民どうしの支えあいや防災を視点とした懇談が行われている。

・主な具体例

(1) 長房町（都営長房団地）

災害発生時の安否確認や見守り体制について、町会関係者や民生委員を構成メンバーとし、地域包括支援センター長房、社協が加わり実施している。

(2) 丸山町

丸山町滝山台自治会で、高齢化する地域の対策として、住民どうしの支えあいについて懇談を行い、学習会を 2 回実施した。今後の展開に向け、ボランティア等の担い手を募り、これら人々を核として話し合いを継続している。地域包括支援センター左入、社協も協力している。

(3) 南大沢

南大沢にある空き店舗活用、学校余裕教室活用を、住民交流スペースの場に、との思いから、南大沢を活動拠点とする NPO や青少対、学校を中心に構成メンバーとし、社協も加わり懇談を継続している。

### ★社協の取り組み

◆活動状況

- ・地域包括支援センター主催の会議や町会自治会の会議へ参加し、そこでの福祉的課題等のニーズ把握に努めている。
- ・地域ニーズを把握あるいは見立てを通して、地域住民（町会自治会や民生委員）へ懇談会開催を促すとともに、懇談会の進行や資料づくり等の役割を担い、参加している。
- ・高齢化対策として地域で行われているプロジェクトや学習会で、情報提供や他地域の取り組みなどの事例報告などの提供を求められることが増えてきており、随時これらに対応している。

◆課題

- ・地域におけるニーズ把握が不十分
- ・各圏域担当者による地域への働きかけ、課題解決のための懇談や学習会開催のきっかけづくりの不足（コミュニティソーシャルワーカーの配置のあり方）

## サロン活動の拡充（平成 22 年度～平成 24 年度）

### ★地域の取り組み

◆サロンの活動が各所で活発に行われている。

- ・サロン活動、特に高齢者サロンについては増加している。
- ・活動団体数（支援団体数）

	22 年度	23 年度	24 年度
高齢サロン	75	81	86
子育てサロン	12	13	14
計	87	94	100

- ・サロンに参加されない方も多くいるが、参加への呼び掛けなどを通じて、何気ない見守りなど地域の様子に、気にかけることを自然にできるようになってきている。
- ・横川町住宅自治会では、住宅内の空き店舗を活用し常設型サロンを開設し大変にぎわっている。

### ★社協の取り組み

◆活動状況

- ・新規サロン立ち上げ相談を積極的に取り組み、拡充を図っている。
- ・サロン団体スタッフを対象とした研修を開催し、活動の活性化を図っている。
- ・交流会（連絡会）を年に 1 度開催し、サロン相互の情報交換、課題抽出をとおして、サロン同士でアイデアを出し合える場の提供、活動の活性化に努めている。

◆課題

- ・サロンの継続性を担保するうえでの人材の発掘・育成
- ・新規開拓に向けた広報の手法

## 小地域福祉活動の活性化（平成 22 年度～平成 24 年度）

### ★地域の取り組み

◆住民相互の支えあい活動への関心が高まりつつあり、新規に立ち上げを検討する地域がふえてきている。

・主な具体例

(1) 絹ヶ丘（絹ヶ丘 1 丁目自治会）

自治会内での高齢化が顕著になり、自治会として高齢者支援の方策を検討する中で、支えあいの活動に着目。自治会内にプロジェクトを発足させ検討している。

(2) 大塚（大塚団地自治会）

サロン活動を立ち上げた当初より、日常的に住民同士が支えあえる仕組みの必要性を感じ検討している。

(3) 清川町（Y o u & I）

住宅内空き店舗を活用し、常設型の住民交流拠点を運営し、ミニコンサートやレコード喫茶、夏休み子供宿題教室等を行うとともに、日常生活支援（ホームサービス）を行っている。

### ★社協の取り組み

◆活動状況

・小地域福祉団体情報交換会（10 団体参加）を定期的（3 か月に 1 度）に開催し、情報交換、学習会等を実施している

・新規に検討している地域へ、または関心のある地域からの要望に応え、事例紹介をはじめとする様々な情報提供を行っている。

・学習の場、懇談の場を設定している。

◆課題

・市域への拡充を図るための啓発活動の方法

・活動拠点の確保 — 横川町の例など、サロンやカフェなどの集いの活動と日常生活サポート（支えあいの仕組み）の組み合わせを重層的に進めていくための拠点の確保。

## 行動計画

### 多様なネットワークの活用（平成22年度～平成24年度）

#### ★地域の取り組み

◆地域性やテーマに応じて住民を中心に機関・団体の連携が図られている。

・主な具体例

(1) 館町（館ヶ丘団地）

シルバーふらっと相談室の開設を機に、自治会、民生委員、ボランティア（学生）が連携し、カフェの開店、熱中症予防、ペロタクシーの導入など、館ヶ丘団地内の高齢者支援の取り組みが展開されている。

(2) 南大沢

青少対、NPO、学校などが連携し、南大沢地域の住民の居場所づくりに関する検討を始めている。商店街での出張カフェや学校の余裕教室での子育てサロンの開催などが展開されている。

#### ★社協の取り組み

◆活動状況

- ・館や南大沢では、地域連携の自主性を尊重しつつ、そのネットワークの一員として参加し、活動推進に関わっている。
- ・地域包括支援センターとの連携を重視し、包括主催の会議に積極的に参加するとともに、社協主催のサロン交流会や小地域福祉活動団体情報交換会などへの参加を呼び掛け、地域と専門機関の橋渡しに取り組んでいる。
- ・サロン活動の立上げに関しては、地域包括支援センターと連携し足並みを揃えて支援している。
- ・様々な福祉活動をつうじて民生委員協議会、町会自治会と相互連携を行っている。

◆課題

- ・大学等との連携 — 法政大学の地域連携室や中央大学で新たに立ち上げたボランティアステーションなど、大学資源を地域の活性化に生かそうとしている大学との連携の進め方



## 地域福祉活動の担い手育成とコーディネート機能の充実

(平成 22 年度～平成 24 年度)

### ★地域の取り組み

◆支えあいの仕組みづくりを視野に担い手発掘のための学習会を開催した。

・主な具体例

(1) 丸山町

自治会主催で地域福祉に関する学習を 2 回実施した。支えあい活動への参加啓発や地域が置かれている高齢化の現状など学習を通じて住民が認知し、解決策としての支えあいの仕組みの必要性とその担い手の発掘につながっている。

### ★社協の取り組み

◆活動状況

- ・地域のニーズにもとづき、学習会のテーマ設定や講師依頼のサポートを行っている。
- ・社協（ボランティアセンター）主催講座は、市民センターや学園都市センターなど交通の便の良い場所で実施し、多くの方が参加しやすい環境を整えている。
- ・児童生徒向けの体験学習を積極的に実施し、ボランティアや福祉に関する啓発に取り組んでいる。

◆課題

- ・サロンの担い手養成講座や団体世代をターゲットとした講座の具体的プログラム
- ・地域の福祉ニーズに即した学習の場の提供、働きかけの不足
- ・コーディネート機能、特に住民相互の支えあい活動におけるコーディネーターの役割が住民サイドで重要視されており、コーディネーター養成の視点で具体的なプログラム

## 行動計画 13

### 見守り・相談機能の充実（平成 22 年度～平成 24 年度）

#### ★地域の取り組み

- ◆住民の主体的な見守り・相談に特化した取り組みは把握していない。
- ・サロン活動や小地域福祉活動を通じて何気ない見守りをスタッフが意識するようにしている。
- ・長房地域で防災を視点とした見守り等の取り組みが行われようとしている。
- ・シルバーふらっと相談室（館ヶ丘団地）を中心に、夏季熱中症予防キャンペーンで戸別訪問をボランティアが行っている。

#### ★社協の取り組み

- ◆活動状況
- ・具体的な展開に対し地域への働きかけができていない。
- ・サロン活動等の地域に根差した福祉活動が結果として見守りや相談につながり、スタッフへそのような視点を日頃から意識していただくことを交流会や情報交換会等で共有し、気になる方、事象があれば地域包括支援センターや社協へつないでいただくことを伝えている。
- ◆課題
- ・活動拠点の確保 — 見守りや相談機能は、シルバーふらっと相談室の例にみるように、専門機関が拠点を構えて、他のサービスとの組み合わせや住民が集う仕組み—サロンやカフェなどの活動と組み合わせながら展開する手法の検討。

## 防災コミュニティづくり（平成 22 年度～平成 24 年度）

### ★地域の取り組み

◆多くの町会自治会単位に防災組織があり、訓練などを実施している。

（※主な具体例は、いきいきプラン推進の過程で関係した地域の取り組みを記載）

・主な具体例

（1）長房町（都営長房団地）

災害発生時の安否確認や見守り体制について、町会関係者や民生委員を構成メンバーとし、地域包括支援センター長房、社協が加わり勉強会、訓練実施の検討を行っている。

（2）中野町（中野甲和会）

工学院大学の研究室と共同で町内防災マップの作成をし、本年に入り工学院大学と町会で災害時の支援協定を結んだ。

（3）初沢町（高尾パークハイツA等）

要援護者避難訓練を実施している。

（4）別所（ノナ由木坂）

サロン活動が中心となり災害時に救助サインを出せるタオルの配布を行っている。

・市の働きかけにより災害時要援護者支援の取り組みが各地域で進められている。

### ★社協の取り組み

◆活動状況

・長房町の取り組みを支援している。

・市総合防災訓練への参加や講演会等を通じて、災害時ボランティア支援センター機能の充実を図るため、災害時支援コーディネーターの養成を行っている。

◆課題

・災害時ボランティアセンターの機能充実とコーディネーターの養成の具体的プログラム

・市による災害時要援護者支援推進といきいきプラン実行過程での連携

## 組織改革（平成 22 年度～平成 24 年度）

### ★社協の取り組み

#### <事務局体制の改革>

- ・地域福祉の展開には、より社協職員が地域の実情を把握し、住民が求める福祉ニーズの把握が必要不可欠と判断し、圏域に職員を配置した。（市内 6 圏域＝15 名体制の確立）  
直接的、間接的を問わず社協の事業や募金、寄付等の依頼や福祉ニーズの調整を図る結果となる。

#### <権利擁護体制の確立>

- ・判断能力が不十分である認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方々の支援策として、日常生活面でのサポートを組織的に取り組む為、権利擁護事業に取り組んだ。
- ・成年後見における体制支援としても市と調整する中、25 年度からの成年後見・あんしんサポートセンター八王子の立ち上がることが決定した。

### ★課題

- ・圏域に担当職員を配置したが、地域支援の組織的体制の確立は十分とはいえない。地域福祉推進協議会の設置に向けてどのような手法で圏域担当職員が支援していけばよいか、確立できてない。
- ・既存事業の見直しを図るために関係機関、関係者との調整も行ってきたが、思うように見直しが進んでおらず、いかに迅速に見直しをしていくか。
- ・今後も増加するであろう高齢者（一人暮らしや認知症高齢者等）に対する支援は、地域の見守りを含めて、社協や外部団体（NPO 法人や地域福祉の推進機関、行政含む）関係機関の応援と、上手く結び付けることが必要となり、いかに結びつけていくか。
- ・24 年度までの努力の結果は、成年後見・あんしんサポートセンター八王子をいかに多くの方に PR できるか。
- ・本会事務局の主要な事業所は市役所本庁舎にある事務局と元横山町にあるボランティアセンターがあり、分断されていることから、事務の効率性や意思疎通に少なからず悪影響を及ぼすので、一堂に会し一体となれる恒久的な地域福祉推進の拠点確保を望むが、多額の資金を必要とするゆえに本会独自では展開しづらく、また、市の意向などを見極める必要があり、展開方法やタイミングに苦慮している。

## 人財育成（平成22年度～平成24年度）

### ★社協の取り組み

<人財育成>

- ・担当内ミーティングの実施をした。
- ・担当を横断する広報委員会や会費あり方検討委員会などに取り組んだ。
- ・地域住民に対してその専門性が活かされるよう、コミュニティソーシャルワーカーの養成のために圏域担当職員に研修会を受講させた。
- ・客観的に職員の知識・能力を判断するため、業務に必要な知識を認定する試験の合格を目指す講習会に職員を受講させ、当該試験を受験させた。

### ★課題

- ・一定の業務に偏る部分では、全ての業務に精通出来るよう、配慮を重ねてはいるが組織的な人材育成についてはなかなか計画的には実施が困難な部分もあるため、嘱託職員や臨時職員に業務の比重がかかる事も起こりうること。
- ・本会の福祉ニーズの多様化や複雑化に専門性が増しており、いかに効率的かつ体系的に対処できる知識やスキルを伝承、習得できるか。
- ・一部に見られるセクショナリズムや職種の違いから生じる意識の違いを克服できるかが課題である。

## 財政基盤（平成 22 年度～平成 24 年度）

### ★社協の取り組み

#### <財務>

- ・社協職員からなる会員会費の有り方検討会を立ち上げ、組織的な取り組みに対し意見を調整した。
- ・町会自治会連合会に加盟の組織で 500 世帯以上の町会・自治会で社協会員会費に取り組んでない所に対し、再度社協職員が出向く形での会費協力依頼を実施した。
- ・外部委員から構成されるひとり暮らし高齢者の昼食交流会の有り方検討委員会を立ち上げ、受益者負担の導入が決まった。
- ・民有地に初めて自動販売機を設置することができた。
- ・東日本大震災被災地支援ボランティア支援金を募集し、5,649,724 円の募金をお預かりし東北 3 県の被災地において活動した市民ボランティア 612 名に助成を行ない、時代のニーズにマッチした募金活動や助成を展開できた。

### ★課題

- ・会員増強に努めたが、社協離れ（会費収入の減）に対する歯止めがきかなかつたため、いかに対応していくか。
- ・いかに新たな収益の柱を構築できるか。
- ・昼食交流会の受益者負担の導入は決まったが、依然として利用料の値上げにつながる議論が十分にできておらず、いかに事業収入を適正価格に移行するか。

## 第2次地域福祉推進計画 策定委員会 会議日程

日時				
5月17日(金) 午後3時	7月26日(金) 午後3時	9月27日(金) 午後3時	12月6日(金) 午後3時	1月31日(金) 午後3時
会場：ボランティアセンター				